

よくあるご質問

Q. 第1-1号様式「1.申請者情報」の代表者は営業所長、住所は営業所の住所でよいのか？

A. 法人の代表者及び法人の住所を記載してください。

Q. 申請書は何部必要か？直接持参しても良いか？

A. 申請書は1部提出して下さい。受付は郵送のみになります。

Q. グループ会社の申請や軽貨物の申請を一緒に郵送してもよいのか？

A. ホッチキス止めなど、それぞれ書類がわかるようにしていただければ結構です。

Q. 現在車検切れの車両、廃車した車両は対象となるのか？

リース車両、又は所有権が変更となった車両は対象となるのか？

A. 令和7年1月1日時点で使用者として登録され、かつ車検が有効であった車両は対象になります。

Q. 車検証の記載事項変更により交付年月日が令和7年1月2日以降となっている場合はどうするのか？

A. 交付年月日が令和7年1月2日以降となっている車両は、新・旧両方の車検証のコピーを添付して下さい。
旧車検証が紛失等で無い場合は、登録事項等証明書（保存記録）を取得しコピーを添付してください。

Q. 車両の代替えは対象になるのか？

A. 代替えであっても令和7年1月1日において登録されていなければ対象になりません。

Q. 第3号様式「誓約書」の印鑑は所長印や個人認印でもよいのか？

A. 登記されている法人代表者印を押印してください。

Q. 添付書類の「法人の履歴事項全部証明書の写し」に代わるものはあるか？

A. 資本金の額が記載されている以下のもの(写し)であれば結構です。
・ 現在事項全部証明書 ・ 履歴事項一部証明書 ・ 現在事項一部証明書 ※決算書類等は不可

Q. 「法人の履歴事項全部証明書の写し」は資本金に変更がなければ3ヵ月前のものでもよいのか？

A. 申請書を投函（郵送）時点で3ヵ月以内取得のものを添付してください。

Q. 添付書類の「通帳等の写し」に代わるものはあるか？

A. 必要事項（銀行名、支店名、口座種別、口座番号、名義人）が確認できる以下のものであれば結構です。
・ 当座勘定照合表又は残高証明書の写し ・ ネット取引画面のスクリーンショットなど
(該当箇所をマーカー等でわかるようにしてください。フリガナも記入してください)

◎支援金に関するお問い合わせ先

貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金事務局(一般社団法人三重県トラック協会内)

一般(特定)事業者 専用 ☎ 059-269-6070

軽貨物事業者 専用 ☎ 059-269-6071

電話受付時間: 平日9:00~17:00(土日祝を除く)